附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十一号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「海洋政策課」を「経済安全保障・海洋政策課」に改める。

第四十二条（見出しを含む。）中「海洋政策課」を「経済安全保障・海洋政策課」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　国土交通省の所掌事務に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

第百二十一条の二第一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（」に、「及び管理（マンションの敷地及び附属施設並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号ロに掲げる土地及び附属施設の管理を含む。）、除却する必要のある」を「、マンションの更新（同項第三号に規定するマンションの更新をいう。）及びマンションの除却、」に、「当該」を「除却する必要のある」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十一号」を「同項第二十七号」に、「。）に」を「。）の円滑化に」に改め、同条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号に規定するマンションをいう。）の管理に関すること。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十二号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十一号の項中「米原千百四十一番」を「中多良字建仁寺六百三十六番二」に改め、同表百三十九号の項中「駒橋一丁目字大原九百十一番一」を「駒橋二丁目字仲下四百四十二番一」に改め、同表百六十号の項中「七尾市川原町十八番」を「氷見市脇字円山千七百三十七番一」に改め、同表二百十八号の項中「山都町」の下に「城平字原六百三番二から同町大平字原口百六十九番まで（同町城平字原六百三番二から同町城平字村ノ脇千四十五番二及び同町大平字下鶴二百六十三番一を経て同町大平字原口百六十九番までを除く。）、同町」を加え、同表四百十四号の項の次に次のように加える。

四百六十四号	市川市堀之内二丁目二千九百五十九番一から同市大町二十二番十四まで

別表四百七十号の項中「石川県鳳珠郡穴水町字宇留地ケ九十八番」を「七尾市高田町井三十六番一」に、「七尾市」を「同市」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗